



Title	『漢書』「五行志」災異理論の再検討
Author(s)	釜田, 啓市
Citation	中国研究集刊. 1996, 18, p. 63-81
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61204
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『漢書』 「五行志」 災異理論の再検討

釜田啓市

(大阪大学大学院生)

はじめに

従来、『漢書』「五行志」(以下「五行志」と略記)

は、その災異理論を中心にして、「洪範五行伝」研究のためにとりあげる、或いは董仲舒・劉向・劉歆・京房の説が「五行志」に存するため、彼らの思想研究のためにとりあげる、といった扱われかたが多く、「五行志」が記載する個々の災異記事自身について分析することはほとんどなかった。また、その災異思想も理論面ばかりが注目され、それに連関する個々の具体的な災異記事との関係については、等閑視されてきた傾向がある。(本稿末の〔附記〕参照)

そこで、本稿は「旱魃」「虫害」「水害」の三種類の災異説を選び、これらの災異説における例証として

の災異記事の有無や相関関係など、災異説と関連災異記事との関係を、「五行志」「本紀」「列伝」を材料としつつ、検討することを目的としている。

なお、災異記述に関して、影山輝国「西漢新災異年表」(『人文科学紀要』第八十五輯「国語学・漢文学」・東京大学教養学部人文学科・一九八七年)が精細に整理している。この大作は、漢代の災異説を研究する上において不可欠の年表である。また、吉川忠夫・富谷至共訳『漢書五行志』(平凡社 東洋文庫四六〇・一九八六年)から多くの御教示を得た。

第一章 「大旱」 災異説

「五行志」の災異説と、「本紀」「列伝」に言う災

異説・災害とを比較すると、「五行志」の災異説の型は、以下の三種類に分類できる。①「五行志」に記載されており、且つ「本紀」「列伝」に記載されている記事、②「五行志」にのみ記載されている記事、③「五行志」には記載されていないが、「本紀」「列伝」等に記載されている記事、の三種類である。これら三種類について、以下、①を甲種、②を乙種、③を丙種と称し、第四章に至るまで同様の検討を加えることにする。なお、災異説として成立していない単なる災害記事をも、行論の都合上、しばらく丙種に分類しておく。

「旱魃」に対する災異説（以下「旱魃」災異説と称す）は、甲種七例、乙種八例、丙種十五例である。まず、甲種より。

（文帝）後六年春、天下大いに旱す。是より先、車騎材官を発し広昌に屯せしむ。是の歳二月、復た材官を発し隴西に屯せしむ。後、匈奴大いに上郡・雲中に入る。烽火、長安に通ず。三將軍（令免・蘇意・張武）辺に屯し、又た三將軍（周亜父・劉礼・徐厲）京師に屯す。（五行志 中之上）（以

下、五行志の三字省略）

この時の「旱魃」に関して、「文帝紀」は「六年……夏四月、大いに旱す」と言う。このように、「五行志」と「本紀・列伝」との両方に「災害」記事が掲載されているのが甲種である。

この時の「大旱」に関して、「五行志」では、原因を「匈奴征討」にあつたとする。その「匈奴征討」が具体的にどの程度の規模であつたのかということについて、「匈奴伝」は以下のように言う。

軍臣单于 立ちて歳余、匈奴復た和親を絶ち、大いに上郡・雲中に入ること各々三万騎、殺略する所甚だ衆し。是に於て、漢 三將軍の軍をして北地に屯し、代は句注に屯し、趙は飛狐口に屯し、縁辺亦た各々堅守し、以て胡寇に備えしむ。又た三將軍を置き、長安の西の細柳・渭北の棘門・霸上に軍し、以て胡に備えしむ。

軍臣单于が即位して数年後、文帝六年に匈奴は上郡・雲中にそれぞれ三万の大軍を差し向けた。これに対して、漢は令免を飛狐口に、蘇意を句注に、張武を北地に派遣し、また周亜父を細柳に、劉礼を霸上に、徐

厲を棘門に派遣した。匈奴の侵攻以前、「文帝紀」によれば後二年に、匈奴と漢とは和親策を取っていたのだが、その和親もここに破られたのである。この時の匈奴の兵は、上郡に三万、雲中に三万で、計六万である。この六万の兵に対するのであるから、漢も少なからぬ兵を派遣したことであろう。

このように、文帝後六年の「大旱」と関連づけられている「匈奴征討」は、匈奴と漢との全面戦争であった。

「旱魃」災異説を見ていく際、このように「旱魃」の原因とされている部分、即ち「人為」を中心に置いて「旱魃」災異説の甲種をみると、「人為」が「匈奴征討」とされている記事が、あと三つある。武帝の元光六年夏の「大旱」では「是の歳、四將軍 匈奴を征す」（中之上）と言い、同元朔五年春では「六將軍の衆十余万 匈奴を征す」（中之上）と言う。宣帝の本始三年夏では「是より先、五將軍の衆二十万 匈奴を征す」（中之上）と言う。これらは、いずれも、大規模な外征事業である。

「匈奴征討」以外として、昭帝の始元六年の「大旱」

では「是より先、大鴻臚の田広明 益州を征す。師を暴すこと連年」（中之上）と言う。これも、相手が「匈奴」ではないだけで、「師を暴すこと連年」とあるように、大規模な外征事業である。

また、恵帝の五年夏では、「是より先、民男女十四万六千人を發し長安を城く。是の歳、城乃ち成る」（中之上）と言う。これは、外征ではないが、首都長安の土木事業であり、動員した人数が「十四万六千人」である。大規模な国家事業である。しかも、季節は農事の始まる春であり、農業上、これだけの人数を動員しての土木事業などは、冬期以外はしないというのが儒教政治上の通念である。

これら「大旱」甲種の「人為」記事をみると、いづれも大規模な国家事業であり、民衆にかなりの負担を強いた事業であることが、その共通点として挙げられよう。

乙種は、「五行志」にしか記載されていない災異記事である。全部で、七例。以下、具体例を示す。

元狩三年夏、大いに旱す。是の歳、天下の故吏

を發して、上林を伐棘し、昆明池を穿つ。(中之上)

元狩三年夏の「大旱」の記事は、「五行志」のこの部分にしかない。この記事について言うと、当時、越への外征で水戦が必要なため、訓練のために大きな池を作ったのが、「昆明池」である。船を浮かべ、水戦のために用いられるものであり、大土木事業であつた。つまり、元狩三年の「大旱」記事において、その理由となつた「人為」は土木事業である。

その他、乙種としては、文帝三年秋の「旱」(中之上)と、宣帝の神爵元年秋の「大旱」(中之上)とが挙げられる。前者の理由としての「人為」は匈奴征討の時の濟北王興居の反乱を、後者のそれは趙充国の西羌征討を対応させており、どちらも外征に関係している。

これまであげた「旱魃」災異説は、「人為」として「外征」「土木事業」など、民衆に負担を強いた事業があげられていた、しかし民衆の負担とは関係のない事件を「人為」としてあげている災異記事が一例ある。

征和元年夏、大いに旱す。是の歳、三輔の騎士

を發し、長安の城門を閉じ、大捜せしむ。始めて巫蠱を治む。明年、衛皇后、太子敗る。(中之上)

この「大旱」記事は、「人為」として「巫蠱の禍」を挙げている。「巫蠱の禍」は、直接に民衆に関係するものというよりも、政治的権力闘争というべきものであり、これまで見て来た「大旱」乙種の「人為」と異なっている。

また、「旱魃」災異説の乙種の災異記事のなかには、「災害」が複数あげられている災異記事もある。

(武帝)天漢元年夏、大いに旱す。其の三年の夏、大いに旱す。是より先、貳師將軍大宛を征して還る。天漢元年、適民(顔師古注「適、読み適と曰う」)を發す。二年夏、三將軍匈奴を征す。李陵 没みて還らず。(中之上)

この記事には、二つの「大旱」が並列されており、人為として、貳師將軍李広利の大宛征討、天漢元年の「適民を發す」、そして、天漢二年の匈奴征討、が並列されている。「大旱」が二つあげられているという点で、従来の災異記事と異なっているが、「人為」としては、これまでどおり「外征」が挙げられている。

以上、「旱魃」災異説の甲種・乙種をみてきた。そこで、「旱魃」災異説を整理してみると、まず、甲種・乙種ともに、「人為」として「外征」「土木事業」があげられていることが、看取できる。ただし、乙種の「征和元年」の記事のように、民衆の負担とは無関係の「巫蠱の禍」を、「人為」としてあげる記事も一例ではあるが、存在する。また、同じく乙種に、二つの「大旱」が並列されている場合もあるが、「人為」はやはり「外征」と対応している。

なお、丙種については、第四章において述べる。

第二章 「蟲害」災異説

「蟲害」に対する災異説（以下「蟲害」災異説と称す）は、甲種六例、乙種三例、丙種三例である。まず甲種から。

文帝の後六年秋、螟あり。是の歳、匈奴 大いに上郡・雲中に入る。烽火 長安に通ず。三將軍をして辺に屯し、三將軍（「三將軍」については

前出）をして京師に屯せしむ。（下之上）

このときの匈奴との戦争は、前掲の対匈奴戦であるので、説明は省略する。ここでも、「蟲害」と匈奴征討、即ち「外征」とを結びつけて考えている。このように「蟲害」と「外征」とが対応している例として、他に景帝中三年の蟲害が匈奴征討と、武帝元封六年秋のそれが朝鮮征討と結びついている。

また、「外征」以外では、平帝元始二年秋の「蟲害」が王莽の政權掌握と結びついている。

この四例は、それぞれ「蟲害」記事を一つだけもつ「災異記事」である。しかし、「災害」記事を複数もつ災異説がある。

武帝元光五年秋、螟あり。六年夏、蝗あり。是より先、五將軍の衆三十万、馬邑に伏せ、单于を襲わんと欲す。是の歳、四將軍 匈奴を征す。（中之下）

五將軍云々は、「本紀」によれば元光二年のことであり、四將軍云々は元光六年のことであり、その中間に二つの「蟲害」が挟まった形になっている。形式としては、変形であるが、内容としては「蟲害」と「外

征」とが結びついている。

この場合、二つの「災害」はどちらも甲種であるが、二つの「災害」が並列されて、しかも片方が甲種で、もう片方が乙種という記事もある。

征和三年秋、蝗あり。四年夏、蝗あり。是より

先なること一年、三將軍衆十余万匈奴を征す。征

和三年、貳師七万人 没みて還らず。(中之下)

三年の「蟲害」記事が甲種であり、四年の「蟲害」

記事が乙種である。甲種・乙種とが並び挙げられているが、「外征」を「人為」としている点では、これまでの災異説と変わらない。

また、同じく甲種・乙種を並列している記事として。

太初元年夏、蝗あり。東方より蜚びて、敦煌に

至る。三年秋、復た蝗あり。元年、貳師將軍 大

宛を征す。天下 其の役を奉ずること連年。(中

之下)

元年の「蟲害」が甲種であり、三年の「蟲害」が乙種である。「人為」に関しては、これも「外征」を挙げている。

次に、「蟲害」乙種。

元鼎五年秋、蝗あり。是の歲、四將軍 南越及び西南夷を征し、十余郡を開く。(中之下)

乙種のみで成立している「災異記事」は、これだけである。この記事もまた「外征」を「人為」としている。

以上、「蟲害」災異説を見てきた。ここで整理してみると、「蟲害」災異説も「旱魃」災異説と同じく、「外征」を「人為」とする。例外は平帝元始二年の記事のみである。

ただし、「旱魃」災異説と異なる点として、征和三年秋・四年夏の記事のように、「蟲害」災異説は甲種と乙種とが並列されている記事もある。

なお、丙種については、第四章において述べる。

第三章 「水害」災異説

「水害」に対する災異説(以下「水害」災異説と称す)は、甲種十一例、乙種二例、丙種二十例である。まず甲種から

文帝元年四月、齊・楚の地の山二十九所、同日

俱に大いに水を発し、潰出す。劉向以為らく、水の土を沭そまうに近し。天 戒めて若く曰く、斉・楚の君を盛んにせしむること勿れ、今制度を失わば、將に乱を為さんとすと。後十六年、帝の庶兄、齊の悼惠王の孫の文王、則ち薨ず。子無ければ、帝 齊地を分け、悼惠王の庶子六人を立て、皆な王と為す。賈誼・晁錯諫め、以て古制に違い、恐らく乱を為さんと為す。景帝三年に至り、齊・楚七国 兵を起こすこと百余万、漢皆な之を破る。『春秋』四国同日に災あり。(昭公十八年五月・「五行志 上」に關連記事あり)漢、七国 同日に衆山潰え、咸な其の害を被る。天威を畏れざるの明効なり。(下之上)

この記事では「人事」として呉楚七国の乱をあてている。この記事のなかで注意すべきは賈誼・晁錯の「古制に違ふ」と言う諫言である。「水害」災異説の甲種は人事として制度や改廟問題を「人為」にあてられる場合がある。次に挙げる記事は改廟問題である。

成帝建始三年夏、大水あり。三輔に霖雨あること三十余日、郡国十九ところに雨ふる。山谷 水

出でて、凡そ四千余人を殺し、官寺民舍八万三千余所を壊つ。元年、有司 甘泉の泰畤・河東の后土を長安の南北郊に徙さんことを奏す。二年、又た雍の五畤・郡国の諸旧祀凡そ六所を罷む。(上) 元帝永光五年夏及び秋、大水あり。潁川・汝南・淮陽・廬江雨ふり、郷聚民舍を壊ち、水流 人を殺すに及ぶ。是より先なること一年、有司 郡国廟を罷めんことを奏す。是の歳、又た迭毀を定め、太上皇・孝惠帝の寝廟を罷め、皆な復た修むる無し。通儒以為らく古制に違へりと。刑臣の石頭 事を用う。(上)

成帝建始三年の記事は、改廟問題を「人為」にあてている典例である。また元帝永光五年の記事も改廟問題を「人為」にあてているが、同時に宣帝期の宦官であり、劉向らと対立した石頭が登場し、石頭の專横を「人為」に併置している。このように、特定の個人に「人為」を対応させるのが、「水害」災異説の「人為」のもう一つの特徴である。

成帝河平三年二月丙戌、犍為の柏江 山崩れ、捐江 山崩れ、皆な江水を靡なぐ。江水逆流し、城

を壊ち、十三人を殺す。地震うこと 二十一日を積ね、百二十四たび動く。元延三年正月丙寅、蜀郡の岷山崩れ、江を靡ぎ、江水逆流し、三日にして乃ち通ず。劉向以為らく、周の時岐山崩れ、三川竭き、幽王亡ぶ。岐山とは、周の興る所なり。漢家、本と蜀漢に起こる。今、起こる所の地の山崩れ川竭き、星孛 又た撰提・大角に及び、参より辰に至る。殆ど必ず亡ばんと。其の後三世にして嗣亡く、王莽 位を篡う。(下之上)

高后三年夏、漢中・南郡に大水あり。水出でて、四千余家を流す。四年秋、河南に大水あり。伊・雒 千六百余家を流し、汝水 八百余家を流す。八年夏、漢中・南郡水復た出でて、六千余家を流す。南陽の汚水 万余家を流す。是の時、女主独り治め、諸呂相い王たり。(上)

成帝元延三年と高后八年との記事はそれぞれ、王莽・呂氏一族とに対応させられている。

以上のように、「水害」災異説の甲種は、「人為」として「改廟問題」や「違古制」に対応しているか、或いは「特定の個人」に対応していることが看取でき

る。

上記以外の「水害」甲種は、人事を持たないので省略し、次に乙種を挙げる。

文帝の後三年秋、大いに雨ふり、昼夜絶えざる。こと三十五日。藍田 山水出で、九百余家を流す。漢水出で、民室八千余所を壊ち、三百余人を殺す。是より先、趙人新垣平、望氣を以て幸を得、上の為に渭陽の五帝廟を立て、周の鼎を出さんと欲す。夏四月を以て、上帝に郊見す。歳余 誅を懼れ、逆を為すを謀る。発覺し、要斬せられ、三族を夷さる。是の時、比りに(顔師古注、「比、頻也」)再び、公主をして单于に配し、賂遺 甚だ厚し。匈奴 愈々驕り、北辺を侵犯し、殺略するに多きこと、万余人に至る。漢、軍を連発し成辺を征討す。(上)

乙種でのみ構成された災異記事で「人為」を持つのは、これだけである。この記事をみるに、「人為」として「新垣平の謀反」と「匈奴征討」とが並列されている。もう一つの「人為」である「匈奴征討」であるが、これだけでは判断がつかないが、或いは「旱魃」

「蟲害」災異説において見てきた記事と同類の「水害」災異説が存在したのかもしれない。

ここで、「五行志」にある「水害」甲種・乙種をまとめてみる。

「水害」甲種・乙種の「人為」には、「改廟問題」或いは「特定の個人」があてられていた。「旱魃」「蟲害」災異説の「人為」が、民衆の負担となる「外征」「土木事業」であり、民衆の負担を中心としたものであつたことと比較すると、「水害」災異説では民衆の負担が考慮に入れられていないと言えよう。特に、「特定の個人」が「人為」にあてられることによつて成立している災異説は、「政治権力」に関わる災異説と言えるのである。

なお、丙種については第四章において述べる。

第四章 丙種における問題

以上みてきたように、「旱魃」「蟲害」災異説は、対応する「人為」として、民衆に負担を強いる「外征」「土木事業」が主に挙げられており、一方、「水害」

災異説では、民衆の負担とは無関係の「改廟問題」或いは「特定の個人」が挙げられていた。

ここで問題とすべきは、「五行志」と「本紀」「列伝」との相関性である。

「五行志」に見える災異説の「災害」と「人為」との対応関係は、上記のとおりである。だが、これは甲種・乙種といつた「五行志」中に存する災異説に限定したことであつて、逆に、「本紀」「列伝」中にあつても、それが「五行志」から見た場合と同様に、「旱魃」「蟲害」災異説ではその「人為」が「外征」「土木事業」であり、「水害」災異説は「改廟問題」「特定の個人」であるとは断定できない。そこで、今度は「旱魃」「蟲害」「水害」災異説の丙種を考察していき、そこから「五行志」と「本紀」「列伝」との相関性を考究する。

最初に、文帝の後元年の詔をあげる。

問者^{おしかう}数年比りに登^{あの}らず。又た水旱^{みづかみ}疾疫の災有り。朕甚だ之を憂う。愚にして不明、未だ其の咎に達せず。意えらく、朕の政に失う所有るか、行に過ち有るか。(文帝紀)

この詔は、「旱魃」と「水害」とが並列されて「水旱」と言われている例である。

この詔の内容を災異説と認めるか否かがまず問題となるが、この「水旱」・「疾疫」の災の原因を失政に求めていることからすれば、この詔では、「旱魃」「水害」と「失政」とが接近していることが看取できる。

「災害」と「人為」とが関連づけて考えられるのが「災異説」の特徴のひとつであることからすれば、この詔を災異説とみなしてもよからうが、一般に災異説は武帝期の董仲舒に始まるとされておられ、ここでは具体的にどのような思考が働いて「大旱」と「失政」とが結びつけられたかは未詳であることからすれば、単純にこの詔を、災異説であるとするわけにはいかない。

この詔に対して、日原利国「災異と讖緯——漢代思想へのアプローチ——」（『漢代思想の研究』所収・研文出版・一九八六年）は「不完全な形ながら災異天譴的な主張は現れている」と、この詔を「災異説の原型」を示す資料と考えている。この詔が文帝期の資料であることから考えても、または「災害」と「失政」との関係が未詳なことから考えても、同説は妥当だと

思う。よつて、ここでは、この詔を「災異説の原型」を示す資料と考えておく。

この詔では、「旱魃」「水害」とが同列に扱われている。前述のように「五行志」の「旱魃」・「災異説」と「水害」・「災異説」とでは「人為」の内容が異なっていた、即ち「五行志」における「旱魃」・「災異説」と「水害」・「災異説」とは並列できないのだが、この詔では並列されている。

次に、武帝期の「旱魃」の例として、元封二年と元封三年との記事をあげる。

まず、元封二年から。

是の歳、旱あり。天子出づるに、名亡し（平凡社「東洋文庫」狩野直禎・西脇常記共訳「漢書郊祀志」は「天子は出遊されてはみたものの名目が立たないので、万里沙で祈り、通りみち泰山を祭った」と訳す）。乃ち万里沙に禱り、過ぎて泰山を祠る。（郊祀志・上）

武帝は、旱魃に際して、万里沙に祈禱し、泰山を祠つたわけである。これは、「祭祀」で「旱魃」に対処した例である。

また、元封三年の記事。

夏、旱あり。公孫卿曰く「黃帝の時、封ずるに則ち天旱す。封を乾かすこと三年」と。上乃ち詔を下すらく「天の旱するは、封を乾かすを意ふか。其れ天下をして靈星を尊祠せしめよ」と。(郊祀志・下)

旱魃に対して公孫卿は、黃帝の時代、封禪を濟ませた後、封土を乾かすため三年の旱魃があった、と言う。

これらの記事は、「旱魃」の対処として「祭祀」をおこなった例である。

宣帝期に入り、「大旱」と「匈奴征討」とを結びつけた記事に、魏相の上奏文がある。

魏相は宣帝の匈奴征討を諫めて言う。

……「軍旅の後、必ず凶年有り(『老子』第三十章)」。民其の愁苦の氣を以て、陰陽の和を傷うを言う。兵を出して勝つと雖ども、猶お後の憂有り。恐らくは災害の変此れに因りて以て生ぜん。今郡国守相多く実選されず(顔師古注「其の人を得ざるを言う」)、風俗尤も薄く、水旱時ならず。(魏相伝)

「外征」の後、民衆の「愁苦の氣」のために陰陽の和が傷つけられて、凶年が来ると魏相は指摘する。「凶年」の意味について、ここではその後にある「水旱不時」より、「水害」や「旱魃」のために起こった「凶作の年」と解釈すると、魏相の言は結局、民衆の苦しみのために「水害」「旱魃」が起こることを主張したものとと言える。これは、大規模な外征という「失政」を犯せば、「水害」「旱魃」といった災害が起こることを言うものであり、「失政」と「災害」とが結び付けられている点で、文帝二年の詔と共通している。そして「災害」と「外征」とが結びついているという点で「五行志」にみえる「旱魃」「蟲害」災異説とも共通する。しかし、ここに言う「水害」は「旱魃」と並列されており、「改廟問題」「特定の個人」を「人為」として持つ「五行志」の「水害」災異説とは、共通しない。

以上、文帝の後元年の詔・武帝期の祭祀・宣帝期の魏相の上奏文に見える「旱魃」「水害」及びその対処をみてきた。ここで「五行志」の災異説と「本紀」「列

伝」の対処と比較してきたことを整理し、「五行志」と「本紀」「列伝」との関係をも明らかにしたい。

まず、「旱魃」災異説について。文帝の後元年の詔・魏相の上奏文と相似してはいる。だが「五行志」の「旱魃」災異説が、「人為」を明言しているのに対し、「本紀」「列伝」の方は、具体的な「人為」をあげてはいない点で、「五行志」と「本紀」「列伝」とは異なる。

つづいて、「水害」災異説について。「本紀」「列伝」においては、「水害」は「旱魃」と並列されて扱われている。しかし、「五行志」においては「水害」災異説は「改廟問題」「特定の個人」を「人為」としており、「外征」「土木事業」を「人為」とする「旱魃」災異説と同列に扱うことはできない。この点において、すでに「五行志」と「本紀」「列伝」とは異なっている。

また、武帝期の「旱魃」「水害」に対する祭祀の例をあることを加えて総括してみると、「本紀」「列伝」の災害は「五行志」の災異説とは異なつた解釈を施されることもあり、結局、「五行志」に見える「旱魃」

「水害」災異説と、「本紀」「列伝」との厳密な相關関係は認めがたい。つまり、「五行志」の「旱魃」「水害」災異説の理論は、「本紀」「列伝」においては一般性を認めがたい、と言える。

では、「五行志」と「本紀」「列伝」との相關関係に一般性が認めがたいのならば、なぜ「五行志」の災異説が、甲種・乙種とに分類できるのか。「五行志」の「旱魃」「虫害」「水害」といった「災害」記事がすべて「本紀」「列伝」に掲載されているのなら、両者の関係は「災害」記事を共有するだけであり、理論的には無関係として理解できる。しかし実際には、「災害」記事が「五行志」と「本紀」「列伝」とにまたがって掲載されていたり(甲種)、「五行志」のみしか掲載されていなかったり(乙種)、或いは災異説となることもなく単なる災害記事として「本紀」「列伝」に掲載されていたりする(丙種)。こうした分類を見ることができるとは一体何なのか。

このように分類される理由としては、二点が考えられる。一つは、『漢書』の作者である班固が何らかの災異観をもっており、それにあわせて主観的に災異記

事を取捨選択したため。もう一つは、客観的に言つて、『漢書』編纂の際の原資料に限界があつたため。

班固が主観的に災異記事を取捨選択したとするならば、それは『漢書』全体にわたつて考察していくべき問題であるので、その点についての意見を保留し、稿を改めて論じることとする。しばらくここでは、原資料の限界という観点から、甲種等三種の別について考へてみたい。

先述したとおり、本稿では「旱魃」「蟲害」「水害」災異説を対象とした理由は、これらの三項目は農業に密接な関係があり、実際におこつた災害として「災害」部分への考察を省略できるからである。これが、例えば龍が登場した、などという災異説ならば「災害」部分の考察から始めなければならない。

事実であるはずの「旱魃」「蟲害」「水害」の自然災害が発生しても、当然のことながら、そのままでは災異説にはならない。「災害」を「災異」と認定し「人為」と関連づけてこそ、始めて「災異説」となりうるのである。「災異説」には、「災異説」を成立させるための「解釈者」が必要なのである。

この解釈者は、必ずしも班固ならびに協力者たちであるとは限定できない。周知のように、『漢書』は様々な資料を用いて編纂された書物である。王利器『漢書』材料来源考（『文史』第二十一輯・中華書局・一九八三年）は、『漢書』編纂にあたり使用された書籍と『漢書』における該当部分とを示してある。それを見ると、今回使用した資料に関して何も言われてはいないが、「五行志」に掲載されている災異記事のすべてが班固の手になるものとは考えにくい。班固の手になるものもあろうが、班固以前の人物の手になる災異記事もありうると考えるのが妥当ではなからうか。

そこで、「五行志」編纂の際に、班固は「災異説」として成立している資料を用いたと仮定し、それらの資料を「五行志」の「原本」と称しておく。

ところで、解釈者はどのようにして、「災害」を知るのであろうか。これまで見て来た限りでは、「人為」として「外征」「土木事業」「改廟問題」「特定の個人」があげられており、これらはいずれも中央におれば知ることができる事実である。だが、「災害」は地方で発生しているのである。

しかし、地方で発生した「災害」は、当然、中央に連絡がいくはずである。佐藤武敏「秦漢時代の水旱災」(『人文研究』35-5・大阪市立大学文学部・昭和五十八年)は、この連絡手段として「計簿」の存在を指摘しており、「漢代、この計簿がある程度保存され、歴史の編纂に利用されたであろうことは、『漢書』地理志に郡国毎の戸口数が見えている」と言う。解釈者も同様にして「災害」を知り、災異説を成立させる場合もあつたのであろう。前掲の「蟲害」災異説のうち、「五行志」太初元年夏の「蟲害」の災異記事では、「太初元年夏、蝗従東方蜚至敦煌」とあつた。これに対し「本紀」でも同じく「蝗従東方飛至敦煌」とある。「蜚」と「飛」との違いを除けば、両者は全く同じ表現を用いている。そして「蜚」と「飛」との関係について、顔師古が「蜚、読み飛と曰う」と注釈していることから「蜚」と「飛」とは通じると考えられるので、結果として「五行志」と「本紀」とに「蝗従東方蜚(飛)至敦煌」という同じ句が掲載されていることになる。この時の「蟲害」は、「郊祀志」にも述べられている。そこでは「蝗大起」と表現されている。「五行志」

と「本紀」とは同一の表現を有しており、「郊祀志」の表現はそれと異なっている原因を計簿の存在と併せて考えてみると、太初元年の「蟲害」の場合、「五行志」「本紀」ではそれぞれ同じ計簿が、また「郊祀志」では異なつた計簿がそれぞれ原資料として用いられた可能性がある。

この推論を用いて甲種・乙種というふうに分類が可能な理由を推測するならば、甲種とは「本紀」編纂に用いられた計簿と同種の資料をもとに成立した災異記事であり、乙種とは「本紀」編纂の際に用いられた計簿をもとに成立した災異記事となるのではあるまいか。

もちろん、甲種・乙種に災異記事を分類できる原因・理由については、いま一つの柱、すなわち班固の災異観を併せて考えなければならぬ。よって、今は、資料に相異があつたと仮定しての推論を示すにとどめる。

次に問題とすべきは、甲種と乙種との記事数の相関性である。影山氏年表によれば、「旱魃」災異説は甲種七例、乙種八例、丙種二十二例である。「蟲害」災

異説では甲種六例、乙種三例、丙種三例である。「水害」災異説では甲種十一例、乙種二例、丙種二十例である。これらと比較すると「旱魃」災異説では甲種と乙種とがほぼ同数、「蟲害」災異説では甲種が多く、「水害」災異説では、乙種が極端に少ないことが看取できる。なぜ、甲種が多かったり、乙種が多かったりして、一定の比率に収まりえないのか。特に、「水害」災異説の乙種が極端に少ないのはなぜなのだろうか。まず、災害の性格及びその対処法の相異に注目してみよう。

前掲の文帝後元年の詔においては、「旱魃」「水害」は「水旱」と並列され、民衆の負担と結びついていた。「水旱」と民衆の負担とが結びつく原因に関して、木村正雄「支那倉庫制度発達の基礎条件——漢代に於ける「水」の建設と破壊——」（『史潮』第十年第三・四号・大塚史学会・昭和十六年）は、土木事業や戦争のために民衆を動かすと、「恐らく農業労働力の不足の為に、年々行うべき灌漑用運河（溝洫等）の浚渫が不可能であり、又旱地農業に要する労働力が不足するから」水旱が起こるとする。

木村説に依れば、「旱魃」「蟲害」災異説の「人為」が、民衆の負担を中心とした「土木事業」「外征」であったことの説明が可能である。しかし「水害」災異説の「人為」は「改廟問題」「特定の個人」であったことからすれば、「水害」災異説については木村説を用いて説明することができない。

「水害」災異説の特殊性は、「旱魃」「蟲害」災異説以外の様々な災異説と比較すべき問題であるが、ここでは「旱魃」「蟲害」災異説との関連にしぼって述べる。

「旱魃」「蟲害」と「水害」とでは、まず災害に対する対策も、政治上の扱いも異なる。

「旱魃」に関して前掲の佐藤論文は、旱災の場合「全体として対策がとられることが少なかった」と言う。また同論文は、具体的な「大旱」への救済策として、文帝後六年の旱魃では、政治の経費削減・貧民への食料配給・売官（文帝紀）が、景帝中三年夏の時には、穀物の消費量を抑えるために、酒の売を禁じたこと（景帝紀）などを挙げているが、これらはいずれも「大旱」が起こってからの対応であり、いわば事後策でしかない。

い。

一方、「水害」は「旱魃」と違い、木村氏前掲論文によれば定期的な灌漑運河の手入れがないと起こるのである。だが逆に言えば、定期的な浚渫作業によって洪水は予防可能なのである。いわば事前策が問題となる。

これは、「水害」では人為的行為の占める割合が高いことを示す。「大旱」が事後策しか取れないのとは対照的である。また、『史記』には「河渠書」が、『漢書』には「溝洫志」がそれぞれあるように、治水問題は、政府の根本的な政策に拘わる大問題である。つまり「水害」は事前策をとることができ、且つ国家にとって最重要課題の一つであるから、「旱魃」「蟲害」とは異なっている。

そう考えると、以下の推論が成立しよう。

「水害」はその重要度から察しても、「旱魃」「蟲害」とは扱いが異なる。朝廷内でも、事後策しかとれない「旱魃」「蟲害」よりも事前策のとれる「水害」の方を問題としたであろう。そのような中では、各地で発生した「水害」の情報は、「旱魃」「蟲害」より

も比較的容易に、災異解釈者にも伝わったと考えられる。それが原因となつて、「水害」災異説の乙種の数は少なかつたのではなからうか。つまり、甲種・乙種の数量の相異は災害の取り扱いの相異のためであり、また、情報としての浸透の度合いの違いが原因となつたと考える。

同様に、「旱魃」「蟲害」災異説では「人為」が「外征」「土木事業」であり、「水害」災異説では「特定の個人」「改廟問題」であつたように、「人為」の内容が「旱魃」「蟲害」災異説と「水害」災異説とは異なっていたが、これも「旱魃」「蟲害」と「水害」とでは、取り扱いが異なっていたためと考えることができる。

本稿は、災異説を甲・乙・丙種の三種類に分類し、それぞれの特徴をとりあげ、「五行志」と「本紀」「列伝」とを比較した。その結果、両者に密接な相関性があるとは認めがたい、すなわち必ずしも一般性があるとは認めがたいと考える。また、甲種・乙種の存在理由を資料面より見て、計簿の存在と災害自体の扱いが

違っているためではないかという可能性を採っている。

〔附記〕

災異説に関する論文を整理して紹介すると以下のごとくである。ただし紙幅の関係で選択を限定したのであつて、これ以外に論考が多くあることは言うまでもない。

災異説の研究として最初にとりあげるべきは、重沢俊郎「董仲舒研究」（『周漢思想研究』所収・昭和十八年・弘文堂書房）である。同論文は、董仲舒によつて、災異説が始めて整備され、その災異思想は陰陽と五行とを原理としたものであり、君主権を抑制する働きがあつたとする。同研究を受け、「董仲舒の災異説が君主権に対して自己主張を準備してゆく理論的成長過程を追跡すること」を目的とした論文として、伊藤計「董仲舒の災異説——高廟園災対という上奏文を中心にして——」（『集刊東洋学』六十一号・一九七九年・東北大学中国文史哲研究会）がある。重沢説と反対に「武帝の権力を確立し、拡大する方向で災異説を

展開」したとする論文に、有田頼右「董仲舒の災異説について」（『竹内照夫博士古稀記念中国学論文集』・昭和五十六年）がある。

劉向の災異説に関しては、池田秀三「劉向の学問と思想」（『東方学報 京都』第五十冊・京都大学人文科学研究所・昭和五十三年）がある。この論文は、「劉向の学問と思想全体の性格と意義を明らかにしようとする」ことを目的としており、『新序』『説苑』などの劉向の著作を始め、その目録学、経学、政治思想などまで網羅している。そのうち災異説に関して、劉向の災異説は董仲舒の災異説を全面的に継承しており、その論の根柢は表面上は春秋穀梁伝である。しかし、すべてが穀梁伝に基づいているわけではなく、公羊説や左伝に基づく場合もあり、実際には三伝兼採、と言う。劉向の災異説を歴史的に位置づけしている論文に、田中麻紗巳「劉向の災異説について——前漢思想の一面——」（『集刊東洋学』二十四号・一九七〇年・東北大学文史哲研究会）があり、劉向の災異説は、当時の予言に進む災異説の傾向を否定し、基本的には重沢説のいう董仲舒の災異説を継承している、と言う。劉

向と劉歆との災異説の比較を試みた論文として、板野長八「災異説より見た劉向と劉歆」（東方学会創立二十五周年記念東方学論集・昭和四十七年）がある。劉向の災異説には法則性があるかどうか不明なのに対して、劉歆の災異説は法則性の明らかなものが多い、と言う。そのちがいの原因について、渡会顯「劉歆の災異説について」（『大正大学大学院研究論集』第七号・昭和五十八年）は、劉向は帝権の衰退の時期にあたり、漢王朝擁護のために災異説を用い、劉歆は自己の推す古文経学確立のために災異説を用いたためとする。また、『左伝正義』や『漢書』五行志等に残された劉歆の春秋説を個別に考察している論文に、田中麻紗曰「劉歆春秋説の一考察」（『森三樹三郎博士頌寿記念東洋学論集』・昭和五十四年）がある。

時代を中心してみると、宣帝期の災異説に関して、松島隆裕「前漢後期における祥瑞の一考察——『漢書』宣帝紀を中心に——」（『倫理思想研究』二号・昭和五十二年）がある。宣帝は、民間出身のため自らに権威づけをするため、祥瑞を利用するが、その背後で災異説は前兆・予言化を進んでいく、とする。同氏はつ

づいて、「前漢元帝期の災異と災異説」（『倫理思想研究』三号・昭和五十三年）において、元帝期の災異説を考究している。漢王朝を擁護するため、儒者官僚が政治的に用いた手段が災異説であり、元帝期を成帝期以降に新たな展開をとげていく胎動期と位置づけている。元帝期から成帝期にかけて、災異説がその時の情況やそこに置かれた人物の立場によって左右されていたかを論じた論文に、沢田多喜男「前漢の災異説」（『東海大学文学紀要』第十五輯・一九七一年）がある。また、影山輝国「漢代における災異と政治——宰相の災異責任を中心に——」（『史学雑誌』第九十編第八号・一九八一年）は武帝期より後漢にかけて、宰相の職責が現実的政治より天子の災異責任を肩代わりする存在へと変化していったことを論じている。同じく後漢までを視野に収め、災異説と讖緯説との流れを礼教理論と関係づけて論じた論文に、日原利国「災異と讖緯」（『漢代思想の研究』・研文出版・一九八六年）がある。

最後に、「五行志」に関して。「五行志」において、董仲舒説や劉向説は混在しているが、これらの資料の

整理を目的とした論文に坂本具償「『漢書』五行志の災異説——董仲舒説と劉向説の資料分析——」（『日本中国学会報』第四十集・一九八八年）がある。また、

本稿のはじめに挙げた吉川忠夫・富谷至共訳『漢書五行志』における吉川忠夫「解説」は、「五行志」の概説となっている。